| | |
|---|---|
| **前払式支払手段の名称** | LuLuCa 電子マネー |
| **発行者の商号** | しずてつジャストライン株式会社 |
| **支払可能金額** | チャージ（入金）の上限額は 50,000 円 |
| **有効期間又は期限** | 最後の利用から 10 年間利用がない場合は失効します |
| **ご相談窓口** | 所在地：〒420-8510<br>静岡県静岡市葵区鷹匠 1 丁目 1 番 1 号<br>連絡先：静岡鉄道株式会社　しずてつカード事務局<br>054-254-4118 |
| **利用場所又は施設** | 当社が指定する LuLuCa 加盟店<br>詳しくは下記ページよりご確認下さい。<br>https://www.shizutetsu-luluca.com/electronicmoney/ |
| **利用上の注意** | LuLuCa 電子マネー取扱規則<br>IC カード乗車券取扱規則 をご覧下さい |
| **未使用残高の確認方法** | 当社が定めた窓口及び機器等で確認できます |
| **約款等** | LuLuCa 電子マネー取扱規則<br>IC カード乗車券取扱規則 |
| **利用者資金の保全方法** | 前払式支払手段の保有者を保護するための制度として「資金決済に関する法律」の規定に基づき、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の前払式支払手段の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託することにより、資金保全することが義務付けられています。 |

| | |
|---|---|
| | 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。<br><br>当社の利用者資金の保全内容は以下の通りです。<br>保全方法：金銭による供託<br>供託先：静岡地方法務局 |
| **利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針** | ・紛失あるいは盗難にあったＬｕＬｕＣａ乗車券の使用停止措置手続き日および翌日に 生じた損害額については、当社はその責めを負いません（※IC カード乗車券取扱規則第 21 条に記載）<br><br>・LuLuCa 電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益または損害については、当社はその責任を負わないものとします。（※LuLuCa 電子マネー規則第 6 条・第 8 条に記載）<br><br>・詳しくは、関連する契約内容をご確認下さい。<br>LuLuCa 電子マネー取扱規則<br>IC カード乗車券取扱規則 |